

ID: 164

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	高根沢町多目的運動広場の設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例規番号	昭和58年条例第20号		
【基準】 第6条の規定による。 (使用許可の取消し等) 第6条 町長は、使用者がこの条例及びこれに基づく規則に違反したときは、その利用を中止若しくは変更させ、又は違反するおそれがあると認めるときは、使用許可を取消し、若しくは変更することができる。 2 前項の取消し等により、使用者等がいかなる損害を受けることがあっても、町は補償の責を負わない。			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日